

Q8-4 税率および納税・申告時期について教えてください。

1. 税率

付加価値型営業税(VAT)の税率は 5%です。

一方で、非付加価値型営業税(GBRT)の税率は以下のように業種ごとに異なります(営業税法第 11 条から第 13 条)。

業種	税率
銀行業および保険業	5%(※1)
その他の金融業(証券業、信託投資業など)	2%(※2)
特殊飲食業(ナイトクラブ、キャバレーなど)	15%または 25%
小規模営業人(※3)など	1%
農産物卸売市場の仲買人および農産物を販売する小規模営業人(※3)	0.1%

(※1) 保険会社の再保険料収入は 1%

(※2) 本業以外の収入は 5%

(※3) 小規模営業人とは、毎月の平均営業収入額が、NT\$20 万未満の事業者をいいます。

2. 納税・申告時期

営業人は売上の有無に関わらず、2ヶ月ごと奇数月の 15 日までにその前 2 か月分の営業税を管轄税務当局に申告しなければなりません(例えば、1、2 月分の営業税の申告を 3 月 15 日までに行う)(同第 35 条第 1 項)。ただし、ゼロ税率の適用を受ける企業は毎月申告することができます(同第 35 条第 2 項)。

納税は、申告よりも前に行い、申告書に金融機関発行の納付領収書を添付する必要があります。